

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

わが国では、少子化対策として、平成6年に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定、平成11年に「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン」を策定する等、様々な対策を実施してきました。

しかし、平成15年には一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が1.29と過去最低となり、現状のままでは今後も一層少子化が進行するものと予測されています。このような状態が続くと、労働力人口の減少や社会保障負担の増加等、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることになります。

こうした少子化の流れを変えるため、平成14年には、「子育てと仕事の両立支援」を中心とした従来の取組に「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱が加えられ、総合的な取組として「少子化対策プラスワン」が示されました。これを踏まえ少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が示されました。それを受けて平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、続いて児童福祉法が改正され、今後10年間における集中的な取組が全国一斉に進められることとなりました。

本市では、平成11年度に「芦屋市児童健全育成計画（エンゼルプラン）」を策定し、少子化対策として幅広い分野にわたり施策を展開してきましたが、平成16年度をもって前期5か年を終了します。依然として、兵庫県下、阪神地域の中でも特に少子化が深刻化していることから、さらに一歩進んだ対策が必要となっています。

この度、制定された「次世代育成支援対策推進法」においては、地方自治体及び常時300人を超える労働者を雇用する企業に対し、行動計画の策定が義務付けられています（300人以下は努力義務）。

こうした状況を踏まえ、現計画を発展的、効果的に見直し、「次世代育成支援対策推進行動計画」として新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

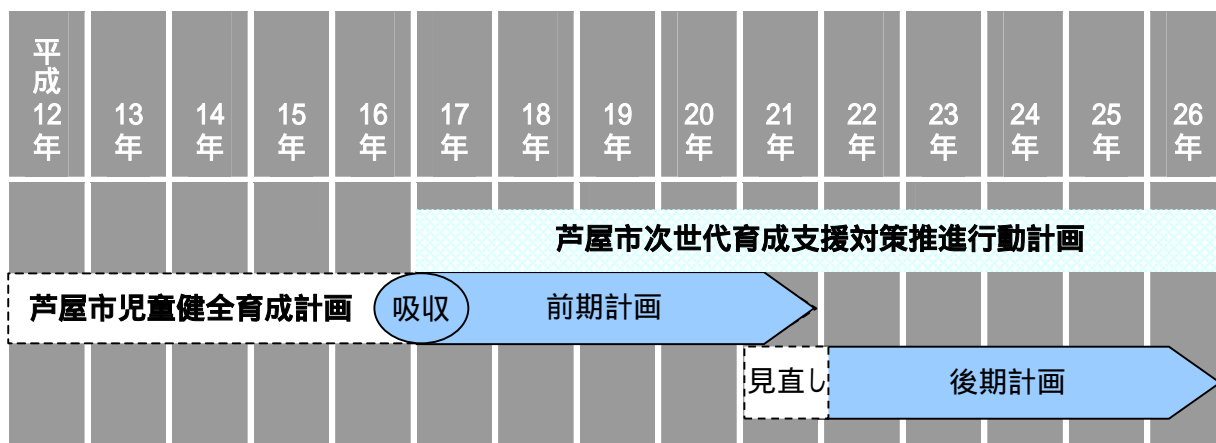
この計画は、次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に基づく、市町村行動計画として位置付けます。

国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進します。

平成12年度から進めている「芦屋市児童健全育成計画（エンゼルプラン）」については、新たに策定する「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」に包含するものとします。また、第3次芦屋市総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、自治体は平成17年度から5年を1期とした行動計画（前期計画）を定めるものとしています。また、本計画は、5年ごとに策定されるものとされていることから、2回目に策定される行動計画（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で平成22年度から26年度までを計画期間とします。



4 計画の策定体制

(1) 市民アンケート調査の実施

次世代育成支援対策に関する基礎資料を得るため、平成15年12月に0歳から小学校6年生までの子どもの保護者1,450名(無作為に抽出)に対して「子育て支援に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という)を実施し、子育ての実態や意見、要望の把握を行いました。

(2) 「芦屋市次世代育成支援対策地域協議会」の設置

市民アンケート調査では把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、地域の関係団体、行政関係機関等30団体の関係者で構成する「芦屋市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、グループワークを通じて現在抱えている課題や問題点、要望等について意見交換を行いました。

(3) 「芦屋市次世代育成支援対策行動計画原案策定委員会」の設置

市民等の幅広い意見を反映し、本市に応じた計画を策定するため、公募による市民、学識経験者、地域協議会代表者等13名で構成する「芦屋市次世代育成支援対策行動計画原案策定委員会」を設置し、審議を重ね、計画に対する意見、提言をいただきました。

(4) その他意見の聴取

市民参画型の計画づくりとするために、素案ができた段階でホームページに公表し、できるだけ広く多くの市民からの意見を求めました。

(5) 行政機関の体制の整備

次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、市長を本部長、助役を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部」、保健福祉部長を委員長に関係課長で構成する「芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部幹事会」を設置すると共に、関係各課の実務担当者との協力、連携を図りながら、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

計画の策定体制

